

説 明 資 料

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

（平成20年度）

指 定 都 市

目 次

I	大都市財政の実態	1
1	大都市の実態	1
(1)	人口移動の状況	1
(2)	公共施設等の実態	3
2	大都市財政の実態	11
(1)	財政構造の推移	11
(2)	福祉対策にかかる財政負担の状況	12
(3)	交通事業、下水道事業、病院事業への繰出金等の状況	13
II	税制の改正	15
1	税の配分の実質配分との乖離	15
2	市町村、特に大都市における税収入の伸び悩み	16
(1)	大都市税収の伸びの低さ	16
(2)	歳入中に占める税収入の割合の低下	16
(3)	市町村税の地位の低下	17
(4)	減税施策の影響	18
3	大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足	19
4	具体的要望の説明——都市税源拡充の必要性——	21
(1)	消費・流通課税の配分割合の低さ	21
(2)	市町村税における所得課税の配分割合の低さ	22
(3)	固定資産税収の推移	24
(4)	市町村道路特定財源比率の低さ	25
(5)	定額課税の税率の現状	26
(6)	租税特別措置等による市町村税の減収	27
(7)	日本銀行の国庫納付金にかかる適切な措置	28

I 大都市財政の実態

1 大都市の実態

大都市への人口、産業経済の集中は、社会資本整備、交通、廃棄物、住宅などの課題を生じさせている。また、これまで整備してきたインフラの更新による多額の財政負担が見込まれるなど、大都市特有の財政需要は増加の一途をたどっている。

(1) 人口移動の状況

大都市周辺部における人口の増加など人口分布の状況及び通勤・通学による人口流動の激化は大都市特有の財政需要をもたらしている。

① 人口分布の状況

都市名	12年国調	平成 17 年 国 調								
	人 口	人 口	国 伸 調 率	区 数	人 口 急 増 区 数	人 口 減 少 区 数	人口増加最高区		人口減少最高区	
	千人	千人	%				区 名	増加率	区 名	減少率
札幌市	1,822	1,881	3	10	1	1	中央区	12	南区	△ 2
仙台市	1,008	1,025	2	5	—	—	—	—	—	—
さいたま市	1,133	1,176	4	10	—	1	—	—	岩槻区	△ 0
千葉市	887	924	4	6	1	1	緑区	11	若葉区	△ 1
川崎市	1,250	1,327	6	7	1	—	高津区	11	—	—
横浜市	3,427	3,580	4	18	2	3	都筑区	15	旭区	△ 1
新潟市	809	814	1	—	—	—	—	—	—	—
静岡市	720	714	△ 1	3	—	1	—	—	清水区	△ 3
浜松市	786	804	2	—	—	—	—	—	—	—
名古屋市	2,172	2,215	2	16	—	4	—	—	南区	△ 3
京都市	1,474	1,475	0	11	—	7	—	—	東山区	△ 5
大阪市	2,599	2,629	1	24	2	11	中央区	21	港区	△ 5
堺市	829	831	0	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	1,493	1,525	2	9	—	3	—	—	長田区	△ 2
広島市	1,134	1,154	2	8	—	3	—	—	安佐北区	△ 2
北九州市	1,011	994	△ 2	7	—	6	—	—	八幡東区	△ 6
福岡市	1,341	1,401	4	7	1	—	中央区	10	—	—
全国合計	126,926	127,768	1	—	—	—	—	—	—	—
全国に占める指定都市人口の割合	18.8%	19.2%	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 人口急増区数は、平成12年国調から平成17年国調までの間の人口増加率が10%以上であり、かつ、増加数が5,000人以上である区とする。

② 人口流動の激化の状況

都市名	平成 17 年 国 調				
	夜間人口	流入人口 (流入率)	流出人口 (流出率)	昼間人口 の増△減	行政区単位 の流入 人口(率)
	千人	千人 (%)	千人 (%)	千人	千人 (%)
札幌市	1,881	85 (5%)	69 (4%)	16	533 (28%)
仙台市	1,025	133 (13)	54 (5)	79	339 (33)
さいたま市	1,176	215 (18)	310 (26)	△ 95	338 (29)
千葉市	924	175 (19)	201 (22)	△ 26	282 (31)
川崎市	1,327	229 (17)	401 (30)	△ 172	324 (24)
横浜市	3,580	399 (11)	740 (21)	△ 341	966 (27)
新潟市	814	59 (7)	42 (5)	17	— (—)
静岡市	714	60 (8)	31 (4)	29	142 (20)
浜松市	804	47 (6)	41 (5)	6	— (—)
名古屋市	2,215	517 (23)	195 (9)	322	1,043 (47)
京都市	1,475	241 (16)	118 (8)	123	530 (36)
大阪市	2,629	1,239 (47)	252 (10)	987	1,750 (67)
堺市	831	122 (15)	176 (21)	△ 54	— (—)
神戸市	1,525	207 (14)	180 (12)	27	485 (32)
広島市	1,154	94 (8)	64 (6)	30	357 (31)
北九州市	994	78 (8)	50 (5)	28	236 (24)
福岡市	1,401	263 (19)	76 (5)	187	567 (40)

(注) 行政区単位の入人口は、15歳未満を含まず。

(2) 公共施設等の実態

ア 道路の現況

大都市においては、膨大な交通量に比し道路率が低く、慢性的な交通渋滞が発生しており、道路整備が不十分である。しかも、これらの道路は自動車交通を中心として整備されてきたため、生活道路を中心とした市道の整備が遅れている。

道 路 の 現 況

都 市 名	平日の12時間平均交通量(台/12h)	平日の12時間平均混雑度	道 路 率 (%)		改 良 率 (17.4.1) (%)				舗 装 率 (17.4.1) (%)			
	平成11年	平成11年	昭和40年	平成17年	国道	道府県道	市道	計	国道	道府県道	市道	計
札幌市	17,878	1.13	2.0	5.5	100	100	77	79	100	93	13	20
仙台市	14,732	0.96	1.7	3.5	96	85	82	83	99	91	43	49
さいたま市	—	—	—	11.0	98	89	60	62	100	96	9	15
千葉市	20,973	1.05	—	8.4	100	83	57	59	100	99	23	29
川崎市	17,660	1.11	6.1	12.0	100	99	75	77	100	100	77	78
横浜市	24,554	1.18	5.4	12.4	100	92	69	71	100	100	83	84
新潟市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡市	—	—	—	1.5	93	57	80	78	97	57	33	39
浜松市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
名古屋市	20,589	0.97	11.0	16.9	100	95	79	81	100	96	30	35
京都市	10,844	1.23	2.6	2.9	81	55	54	55	94	76	52	57
大阪市	22,610	1.07	11.1	17.9	100	94	83	85	100	100	88	90
堺市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	13,564	0.88	3.0	6.5	96	80	52	55	99	88	52	55
広島市	12,552	1.08	6.8	3.1	96	61	69	69	100	67	42	46
北九州市	14,111	0.99	3.1	6.3	93	62	59	60	99	86	26	32
福岡市	13,353	1.25	4.3	8.4	100	84	72	74	100	86	22	28
全 国	5,330	0.76	—	1.9	91	66	55	58	90	60	18	26

- (注) 1 国土交通省道路局編「道路統計年報(2006年版)」及び「道路交通センサス(平成11年度)」による。
2 平日の12時間平均交通量は、平日の午前7時から午後7時までの一般道路で全車を対象とする交通量である。
3 平日の12時間平均混雑度は、平日の午前7時から午後7時までの一般道路の交通量の交通容量に対する比である。
4 道路率は、市域面積に占める道路面積(道路部)の割合である。
5 改良率及び舗装率は、国・道府県・市道の区分による当該実延長に対する改良舗装の延長率である。(なお、17年の改良済延長については国道・道府県道の幅員5.5m未満のもの、舗装済延長については簡易舗装道を除く。)

イ 都市公園の現況

大都市における公園は、防災・過密対策として極めて重要な施設である。
また、国土緑化や都市公害対策としての緑地保全・都市緑化の観点からも、
市民の旺盛なスポーツ・レクリエーション需要を満たすうえからも、不可欠
なものであるが、都市公園法による公園面積の基準に達していない都市が多
数存在する。

都市公園の現況（平成19年4月1日現在）

都 市 名	都 市 公 園 計 画 面 積	都 市 公 園 開 設 面 積	住 民 1 人 当 た り 公 園 面 積		
			計 画	開 設	都市公園法 基準達成率
	ha	ha	m ²	m ²	%
札幌市	3,077	2,061	16.4	11.0	110
仙台市	1,001	1,253	10.0	12.5	125
さいたま市	742	594	6.2	5.0	50
千葉市	919	828	9.9	8.9	89
川崎市	1,332	497	10.0	3.7	37
横浜市	2,550	1,676	6.9	4.6	46
新潟市	927	673	11.6	8.4	84
静岡市	1,267	388	18.4	5.6	56
浜松市	1,529	592	20.2	7.8	78
名古屋市	2,823	1,525	12.7	6.9	69
京都市	1,498	680	10.4	4.6	46
大阪市	1,272	928	4.8	3.5	35
堺市	815	689	9.8	8.3	83
神戸市	3,400	2,530	20.0	16.6	166
広島市	1,382	930	11.9	8.0	80
北九州市	1,412	1,109	14.3	11.3	113
福岡市	1,760	1,237	12.0	8.7	87

- (注) 1 各公園面積には、市域内の国営・道府県営公園を含む。
2 住民1人当たりの公園面積の算出は、平成19年4月1日現在人口による。
3 都市公園法基準達成率は、1人当たり基準面積を10m²とした。

ウ 公共下水道普及状況

下水道は都市の基盤的施設であり、安全面・衛生面で、その重要度、緊急度が極めて高い事業であるため、大都市における公共下水道の普及を進めていく必要がある。また、その機能を維持するための計画的な改築・更新、浸水対策及び環境保全対策が重要な課題である。

公共下水道の普及状況（平成19年3月31日現在）

都市名 区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
全市域面積 ha	112,112	78,809	21,749	27,208	14,435	43,498	72,610	138,878	151,117	32,645	82,790	22,211	14,999	55,272	90,508	48,769	34,060
市街地面積 (A) ha	22,626	13,020	11,559	12,881	13,203	33,020	12,023	10,299	8,296	27,369	14,010	21,145	10,686	20,044	13,507	15,672	15,097
排水面積 (B) ha	24,500	16,873	9,888	11,774	10,595	30,921	9,477	7,515	11,484	27,390	15,143	19,009	8,210	12,007	13,490	16,013	16,590
処理面積 (C) ha	24,500	16,873	9,888	11,774	10,595	30,781	9,434	7,515	11,484	27,390	15,143	19,009	8,210	16,656	13,490	16,013	16,590
行政区域内人口 (D) 千人	1,883	1,011	1,195	929	1,345	3,609	808	720	820	2,224	1,432	2,632	844	1,527	1,161	996	1,384
排水区域内人口 (E) 千人	1,875	996	984	898	1,335	3,599	568	518	602	2,187	1,416	2,632	780	1,504	1,073	994	1,376
処理区域内人口 (F) 千人	1,875	1,003	984	898	1,335	3,599	565	518	602	2,187	1,416	2,632	780	1,504	1,073	994	1,376
面積による普及率 % 排水 $\left(\frac{B}{A}\right)$	108.3	129.6	85.5	91.4	80.2	93.6	78.8	73.0	138.4	100.1	108.1	89.9	76.8	59.9	99.9	102.2	109.9
面積による普及率 % 処理 $\left(\frac{C}{A}\right)$	108.3	129.6	85.5	91.4	80.2	93.2	78.5	73.0	138.4	100.1	108.1	89.9	76.8	83.1	99.9	102.2	109.9
人口による普及率 % 排水 $\left(\frac{B}{D}\right)$	99.6	98.5	82.4	96.7	99.3	99.7	70.3	72.0	73.4	98.3	98.9	100.0	92.4	98.5	92.4	99.8	99.4
人口による普及率 % 処理 $\left(\frac{C}{D}\right)$	99.6	99.2	82.4	96.7	99.3	99.7	69.9	72.0	73.4	98.3	98.9	100.0	92.4	98.5	92.4	99.8	99.4

(注) 「平成18年度地方公営企業決算調査表」による。

エ 廃棄物処理施設（ごみ処理）の現況

大都市においては、人口や企業の集中と生活水準の向上・活発な経済活動に伴い、ごみの排出量の増大や質の多様化といった問題が生じている。

また、循環型社会の形成推進のためには、ごみ減量施策を進めるとともに、リサイクルを一層推進するための分別収集・資源化体制の推進やそのための施設整備などが急がれている。

① 一人当たりごみ収集量

区 分	年間総収集量 (A)	処 理 人 口 (B)	処理人口1人当たり ごみ収集量 (A) / (B)
	t	人	kg
全 国	48,955,588	128,796,620	380
札幌市	883,120	1,877,771	470
仙台市	425,191	1,008,529	422
さいたま市	483,440	1,188,883	407
千葉市	404,097	924,063	437
川崎市	487,533	1,322,432	369
横浜市	1,236,331	3,516,663	352
新潟市	342,877	807,373	425
静岡市	293,497	721,620	407
浜松市	293,113	817,548	359
名古屋市	792,813	2,204,828	360
京都市	691,336	1,435,058	482
大阪市	1,622,861	2,629,004	617
堺市	357,111	842,429	424
神戸市	818,677	1,543,219	530
広島市	416,379	1,157,320	360
北九州市	448,647	1,001,044	448
福岡市	744,869	1,371,813	543

(注) 「平成17年度公共施設状況調」による。

② ごみ処理の現況

(単位：千トン、%)

都 市 名	区 分	年 間 処 理 量				伸 び 率			処理方法(19年度)	
		平成7年度 (A)	12年度 (B)	17年度 (C)	19年度 (D)	(D)/(A)	(D)/(B)	(D)/(C)	焼 却	埋 立
札幌市	生ごみ	881	787	718	696	79.0	88.4	96.9	100.0	0.0
	耐久消費財等	227	180	190	166	73.1	92.2	87.4		
	焼却灰	107	153	111	109	101.9	71.2	98.2		
	計	1,215	1,120	1,019	971	79.9	86.7	95.3		(195)
仙台市	生ごみ	388	442	383	377	97.2	85.3	98.4	98.3	1.7
	耐久消費財等	44	40	39	37	84.1	92.5	94.9		
	焼却灰	60	65	56	56	93.3	86.2	100.0		
	計	492	547	478	470	95.5	85.9	98.3		(63)
さいたま市	生ごみ	291	321	364	367	126.1	114.3	100.8	100.0	0.0
	耐久消費財等	60	42	31	28	46.7	66.7	90.3		
	焼却灰	44	25	34	32	72.7	128.0	94.1		
	計	395	388	429	427	108.1	110.1	99.5		(53)
千葉市	生ごみ	273	306	330	309	113.2	101.0	93.6	100.0	0.0
	耐久消費財等	68	62	74	86	126.5	138.7	116.2		
	焼却灰	41	55	38	33	80.5	60.0	86.8		
	計	382	423	442	428	112.0	101.2	96.8		(31)
川崎市	生ごみ	396	358	308	314	79.3	87.7	101.9	100.0	0.0
	耐久消費財等	14	12	8	8	57.1	66.7	100.0		
	焼却灰	92	72	67	70	76.1	97.2	104.5		
	計	502	442	383	392	78.1	88.7	102.3		(70)
横浜市	生ごみ	1,365	1,417	1,239	949	69.5	67.0	76.6	100.0	0.0
	耐久消費財等	161	209	348	302	187.6	144.5	86.8		
	焼却灰	341	316	256	149	43.7	47.2	58.2		
	計	1,867	1,942	1,843	1,400	75.0	72.1	76.0		(143)
新潟市	生ごみ	293	297	273	256	87.4	86.2	93.8	100.0	0.0
	耐久消費財等	91	77	68	70	76.9	90.9	102.9		
	焼却灰	32	32	29	28	87.5	87.5	96.6		
	計	416	406	370	354	85.1	87.2	95.7		(44)
静岡市	生ごみ	232	252	260	260	112.1	103.2	100.0	100.0	0.0
	耐久消費財等	27	30	25	22	81.5	73.3	88.0		
	焼却灰	44	42	31	23	52.3	54.8	74.2		
	計	303	324	316	305	100.7	94.1	96.5		(23)
浜松市	生ごみ	226	243	241	241	106.6	99.2	100.0	100.0	0.0
	耐久消費財等	38	28	34	38	100.0	135.7	111.8		
	焼却灰	34	32	32	32	94.1	100.0	100.0		
	計	298	303	307	311	104.4	102.6	101.3		(42)
名古屋市	生ごみ	772	817	704	699	90.5	85.6	99.3	100.0	0.0
	耐久消費財等	185	41	17	17	9.2	41.5	100.0		
	焼却灰	129	127	85	83	64.3	65.4	97.6		
	計	1,086	985	806	799	73.6	81.1	99.1		(100)
京都市	生ごみ	641	663	592	540	84.2	81.4	91.2	100.0	0.0
	耐久消費財等	131	138	69	78	59.5	56.5	113.0		
	焼却灰	130	128	109	102	78.5	79.7	93.6		
	計	902	929	770	720	79.8	77.5	93.5		(124)
大阪市	生ごみ	1,855	1,712	1,577	1,650	88.9	96.4	104.6	100.0	0.0
	耐久消費財等	314	93	18	10	3.2	10.8	55.6		
	焼却灰	502	378	356	342	68.1	90.5	96.1		
	計	2,671	2,183	1,951	2,002	75.0	91.7	102.6		(362)
堺市	生ごみ	288	317	330	320	111.1	100.9	97.0	100.0	0.0
	耐久消費財等	13	20	7	7	53.8	35.0	100.0		
	焼却灰	67	65	61	58	86.6	89.2	95.1		
	計	368	402	398	385	104.6	95.8	96.7		(60)
神戸市	生ごみ	615	834	657	637	103.6	76.4	97.0	100.0	0.0
	耐久消費財等	412	398	103	94	22.8	23.6	91.3		
	焼却灰	105	108	106	108	102.9	100.0	101.9		
	計	1,132	1,340	866	839	74.1	62.6	96.9		(32)
広島市	生ごみ	306	310	310	305	99.7	98.4	98.4	100.0	0.0
	耐久消費財等	119	137	106	108	90.8	78.8	101.9		
	焼却灰	43	41	27	32	74.4	78.0	118.5		
	計	468	488	443	445	95.1	91.2	100.5		(55)
北九州市	生ごみ	314	303	270	223	71.0	73.6	82.6	100.0	0.0
	耐久消費財等	27	32	24	42	155.6	131.3	175.0		
	焼却灰	90	95	89	80	88.9	84.2	89.9		
	計	431	430	383	345	80.0	80.2	90.1		(81)
福岡市	生ごみ	662	701	762	761	115.0	108.6	99.9	100.0	0.0
	耐久消費財等	96	77	127	78	81.3	101.3	61.4		
	焼却灰	115	96	98	97	84.3	101.0	99.0		
	計	873	874	987	936	107.2	107.1	94.8		(161)

(注) 1 () 内は耐久消費財等、焼却灰も含めた年間埋立処理量である。

2 平成19年度の数量は19年度当初予算ベースである。

オ 義務教育施設の現況

大都市においては、多くの公共施設の緊急整備が要請されているが、周辺部の人口増加に伴い、特に義務教育施設については、不足校舎の整備を進める一方、耐震補強など老朽校舎等の改築が急がれている。

① 義務教育施設の現況（平成 19 年 5 月 1 日現在）

都 市 名	小 学 校				中 学 校			
	不足校舎		老朽校舎等		不足校舎		老朽校舎等	
	面 積	必要面積 に対する 割 合	面 積	全校舎面 積に対す る 割 合	面 積	必要面積 に対する 割 合	面 積	全校舎面 積に対す る 割 合
	m ²	%	m ²	%	m ²	%	m ²	%
札幌市	47,126	4.4	(19,265) 19,792	1.7	15,703	2.6	(24,137) 24,137	3.7
仙台市	42,722	6.8	(15,909) 20,351	3.2	14,791	4.2	(6,248) 7,007	1.9
さいたま市	12,018	2.2	(-) 1,938	3.1	1,418	4.4	(-) 980	2.6
千葉市	25,972	16.3	(-) —	—	3,364	5.8	(-) —	—
川崎市	54,356	8.5	(7,726) 7,726	1.3	14,703	4.9	(5,052) 5,052	1.6
横浜市	99,902	5.5	(-) 120	0.0	34,546	4.1	(-) 219	0.0
新潟市	31,992	6.4	(7,091) 7,091	1.3	9,197	3.2	(3,456) 3,456	1.1
静岡市	10,560	10.5	(2,077) 2,077	0.6	1,058	8.9	(-) —	—
浜松市	43,011	13.0	(889) 3,536	1.0	10,628	9.0	(4,675) 5,061	2.0
名古屋市	50,131	4.4	(7,359) 7,998	0.7	11,295	1.9	(562) 844	0.1
京都市	60,931	14.6	(50,295) 52,733	6.8	11,917	8.2	(10,120) 11,089	2.7
大阪市	40,810	9.4	(20,172) 20,840	1.4	17,707	7.5	(6,863) 7,490	0.9
堺市	21,018	10.7	(-) 5,652	1.1	784	3.1	(-) 6,992	2.4
神戸市	100,451	20.9	(20,537) 20,549	2.6	28,861	15.2	(8,378) 8,378	1.8
広島市	76,742	19.0	(-) 1,043	0.2	22,437	15.0	(8,156) 9,778	2.8
北九州市	18,666	14.1	(3,150) 3,159	0.5	2,798	7.8	(-) 16	0.0
福岡市	42,888	6.2	(9,690) 13,392	1.8	23,009	6.2	(-) 1,026	0.3
計	779,296		(164,160) 187,997		224,216		(77,647) 91,525	

- (注) 1 不足面積は、総務省「公共施設状況調」による。
2 老朽校舎等は、木造校舎（20年以上経過したもの）及び老朽鉄筋校舎である。
3 () 内書きは、老朽鉄筋校舎面積である。

② 義務教育施設（一般校舎）の整備状況

都市名	小 学 校						中 学 校					
	平成 16 年 度		17 年 度		18 年 度		平成 16 年 度		17 年 度		18 年 度	
	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積
	教室 (-)	m ² (-)	教室 (-)	m ² (-)	教室 (-)	m ² (-)	教室 (-)	m ² (-)	教室 (-)	m ² (-)	教室 (-)	m ² (-)
札幌市	64	14,133	32	7,296	33	7,304	35	7,340	-	-	27	5,098
仙台市	(9) 70	(1,558) 14,361	(2) 14	(128) 3,604	(-) 72	(-) 1,215	(-) 5	(-) 1,604	(-) 23	(-) 5,641	(-) -	(-) -
さいたま市	(-) -	(-) -	(-) 8	(-) 1,319	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
千葉市	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
川崎市	(-) 88	(-) 21,932	(28) 15	(9,030) 5,153	(-) 71	(-) 9,988	(-) -	(-) -	(-) 61	(-) 21,036	(-) 25	(-) 11,479
横浜市	(-) 57	(-) 10,395	(-) 40	(-) 14,244	(-) 46	(-) 13,530	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 512
新潟市	(-) 22	(-) 6,003	(-) -	(-) -	(-) 25	(-) 6,788	(-) 1	(-) 157	(-) 13	(-) 4,086	(-) 21	(-) 5,066
静岡市	(-) -	(-) -	(-) 23	(-) 3,068	(-) 38	(-) 9,911	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 157
浜松市	(-) 32	(-) 6,516	(-) 4	(-) 305	(-) 52	(-) 12,436	(-) 33	(-) 6,910	(-) 12	(-) 2,681	(-) -	(-) -
名古屋市	(-) 6	(-) 1,615	(-) 3	(-) 360	(-) 14	(-) 1,680	(-) -	(-) -	(-) 2	(-) 240	(-) -	(-) -
京都市	(-) -	(-) -	(-) 3	(-) 338	(-) 10	(-) 1,425	(-) -	(-) -	(-) 42	(-) 9,527	(-) 47	(-) 11,343
大阪市	(-) 174	(-) 19,921	(-) 139	(-) 15,723	(-) 95	(-) 9,920	(-) 26	(-) 2,993	(-) 24	(-) 2,747	(-) 55	(-) 6,014
堺市	(-) 8	(-) 512	(-) 45	(-) 3,310	(-) 25	(-) 4,987	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
神戸市	(-) 13	(-) 782	(-) -	(-) -	(14) 56	(6,291) 11,058	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
広島市	(-) -	(-) -	(-) 11	(-) 1,483	(30) 3	(5,986) 327	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
北九州市	(-) 11	(-) 4,219	(-) 27	(-) 9,977	(-) 13	(-) 5,058	(-) 10	(-) 4,881	(-) 5	(-) 3,483	(-) -	(-) -
福岡市	(-) 2	(-) 1,187	(-) 7	(-) 1,276	(12) 4	(9,485) 1,992	(-) -	(-) 550	(30) -	(10,071) 529	(-) -	(-) 537
計	(9) 547	(1,558) 101,576	(30) 371	(9,158) 67,456	(56) 557	(21,762) 97,619	(-) 110	(-) 24,435	(30) 182	(10,071) 49,970	(-) 177	(-) 40,206

(注) 1 文部科学省「公立学校建物の実態調査」による。

2 () 書は、公社等で振替建設を行ったものの外書である。

カ 居住水準の状況

大都市においては、居住水準が全国平均より総じて低い状況にあり、規模の拡大、住環境の整備など質的向上を含めて、公的住宅の整備をより一層促進する必要がある。

居 住 水 準 の 状 況

区 分	一住宅当たり 居 住 室 数	一住宅当たり 畳 数	一住宅当たり 延 べ 面 積	1 人 当 たり 畳 数	最低居住水準 未 満 世 帯 率	持 ち 家 率
	室	畳	m ²	畳	%	%
全 国	4.73	32.4	92.49	12.1	4.2	61.2
札 幌 市	4.02	30.0	79.09	12.9	2.0	48.3
仙 台 市	3.96	27.6	77.75	11.7	4.5	46.9
さいたま市	4.22	29.1	78.12	11.2	3.5	56.2
千 葉 市	4.25	29.8	79.98	11.4	3.8	59.0
川 崎 市	3.51	23.5	62.26	10.0	8.1	43.6
横 浜 市	3.94	27.0	72.16	10.7	5.6	56.1
新 潟 市	—	—	—	—	—	—
静 岡 市	—	—	—	—	—	—
浜 松 市	—	—	—	—	—	—
名 古 屋 市	4.09	27.9	74.92	11.7	4.7	45.4
京 都 市	4.08	25.8	71.91	11.3	5.1	52.6
大 阪 市	3.49	21.9	59.44	10.0	9.9	40.9
堺 市	—	—	—	—	—	—
神 戸 市	4.12	27.6	75.44	11.4	4.4	56.1
広 島 市	4.25	29.0	78.12	11.9	3.6	49.9
北 九 州 市	4.33	28.4	78.61	11.7	3.7	53.4
福 岡 市	3.58	24.6	65.41	11.3	5.0	38.2

(注) 1 「平成15年住宅・土地統計調査」による。

2 最低居住水準未満世帯率とは、寝室及び食事室の規模により住宅・土地統計で定める条件以下の世帯（最低居住水準未満世帯）の住宅総数に対する割合をいう。

2 大都市財政の実態

(1) 財政構造の推移

大都市は、事務事業や組織機構の見直し、定員の縮減等による行財政運営の簡素・効率化や税外収入の確保等の行財政改革に努力しているが、その財政は、都市施設の整備に伴う管理運営費とその公債費や扶助費、公営企業会計等への繰出金など義務的な経費が増加しており、依然として厳しい状況にある。

今後も引き続き、少子高齢化、国際化、情報化社会への対応、地球温暖化対策や廃棄物処理をはじめとした環境問題への対応、都市再生プロジェクトの推進など都市の再生や活性化に関する施策の実施、安全・安心な都市づくりなど大都市特有の財政需要が増加していくことが見込まれる中、税等一般財源の伸びが期待できず、依然として一般市町村と同様の税制度での財政運営を強いられている。

また、臨時財政対策債や景気対策等に伴う地方債の増発により多額の借入金残高を抱えており、この償還が将来にわたり大きな負担となるなど、大都市の財政運営はますます厳しくなっていくことが予測される。

(単位：億円、%)

区 分 \ 年 度		昭和45	50	55	60	平成2	7	12	17
経 常 一 般 財 源 (A)		3,482	10,188	19,537	26,614	41,191	45,522	51,421	59,562
内 訳	市 税	2,608	7,663	14,414	21,618	32,221	36,186	35,230	40,080
	地 方 交 付 税	541	1,778	3,746	3,417	4,391	4,886	8,588	7,308
	そ の 他	333	747	1,377	1,579	4,579	4,450	7,603	12,174
経常経費充当一般財源 (B)		2,307	8,544	15,554	22,034	29,187	39,766	45,989	55,852
内 訳	人 件 費	1,318	4,605	7,360	9,195	11,841	14,670	15,254	16,377
	扶 助 費	121	654	1,341	2,135	2,564	3,593	4,321	6,624
	公 債 費	289	985	2,457	4,217	5,307	7,721	10,702	13,594
	繰 出 金	0	0	0	318	527	1,088	2,041	3,786
	物 件 費・そ の 他	579	2,300	4,396	6,169	8,948	12,694	13,671	15,471
経常収支比率 (B)/(A)		66.3	83.9	79.6	82.8	70.9	87.4	89.4	93.8

- (注) 1 昭和45年度は、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市の6市計である。
2 昭和50年度は、札幌市、川崎市、福岡市を加えた9市計である。
3 昭和55年度及び昭和60年度は、広島市を加えた10市計である。
4 平成2年度は、仙台市を加えた11市計である。
5 平成7年度及び平成12年度は、千葉市を加えた12市計である。
6 平成17年度は、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市を加えた17市計である。
7 平成17年度の経常一般財源 内訳その他には、臨時財政対策債等 (3,527億円) を含む。

(2) 福祉対策にかかる財政負担の状況

高齢者、児童、障害者等に対する福祉施策の充実、とりわけ急速に進展する高齢化に対応するための老人保健福祉施策の推進や介護保険制度の円滑な運営、待機児童の解消などの子育て支援の推進は緊急かつ重要な課題であり、これに要する経費の増大が大都市の財政を圧迫している。

主 な 福 祉 対 策 費 の 状 況

(単位：億円)

区 分	年度 項目	昭和50		60		平成7		17		18 (決算見込)		19 (予算)	
		金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
社会福祉費	経 費	657	100	1,931	294	4,226	643	6,891	1,049	7,149	1,088	7,257	1,105
	市 費	399	100	1,358	340	3,164	793	4,711	1,181	4,819	1,208	4,347	1,089
老人福祉費	経 費	637	100	1,337	210	3,859	606	4,637	728	4,478	703	4,720	741
	市 費	238	100	912	383	2,395	1,006	4,172	1,753	4,103	1,724	4,364	1,834
児童福祉費	経 費	1,179	100	2,458	208	4,044	343	8,327	706	8,650	734	9,100	772
	市 費	533	100	1,332	250	2,485	466	4,585	860	5,264	988	5,319	998
生活保護費	経 費	1,528	100	4,133	270	4,822	316	9,119	597	9,276	607	9,257	606
	市 費	400	100	1,367	342	1,455	364	2,624	656	2,659	665	2,617	654
計	経費(a)	4,001	100	9,859	246	16,951	424	28,974	724	29,553	739	30,334	758
	市費(b)	1,570	100	4,969	316	9,499	605	16,092	1,025	16,845	1,073	16,647	1,060
普通会計 歳出決算額	経費(A)	23,984	100	55,085	230	108,362	452	109,429	456	104,862	437	107,413	448
	市費(B)	12,599	100	34,008	270	58,220	462	68,110	541	67,894	539	67,179	533
構 成 比	(a)/(A)	16.7		17.9		15.6		26.5		28.2		28.2	
	(b)/(B)	12.5		14.6		16.3		23.6		24.8		24.8	

- (注) 1 老人福祉費のうち、老人医療費は、昭和58年度以降特別会計に移行した。
 2 老人福祉費のうち、介護保険にかかる経費は、平成12年度以降特別会計に移行した。
 3 昭和50～平成7年度は、さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除いた12市計である。

(3) 交通事業、下水道事業、病院事業への繰出金等の状況

ア バス事業

行政路線・過密渋滞路線などの運行を確保し、市民交通のシビルミニマムを保持するため、一般会計からの補助が多額に上っている。

バス事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	昭和60	平成2	7	12	17	19 (予算)
再 建 債 元 金 補 助	3,429	—	—	—	—	—
再 建 債 利 子 補 助	91	—	—	—	—	—
バ ス 購 入 費 補 助	9,251	9,655	10,545	10,360	4,907	5,275
基礎年金拠出金公的負担補助	—	396	934	1,052	561	554
そ の 他	14,623	14,890	22,227	18,217	22,595	18,064
計	27,394	24,941	33,706	29,629	28,063	23,893
(参考) 地方交付税の算入額	2,057	—	154	72	9	188

(注) 昭和60～平成12年度は、さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除いた12市計である。

イ 高速鉄道事業

高速鉄道事業等に対する一般会計からの建設補助金、出資金等は多額に上り、大都市財政圧迫の大きな要因となっている。

高速鉄道事業等に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	昭和60	平成2	7	12	17	19 (予算)
建 設 補 助	35,897	61,582	54,977	33,253	22,257	15,482
出 資 金	23,785	39,783	80,820	35,367	54,624	40,415
特 例 債 利 子 補 給	—	4,383	4,513	3,699	2,564	2,527
特 例 債 元 金 償 還 補 助	7,044	16,083	38,506	44,815	31,199	29,388
基礎年金拠出金公的負担補助	—	841	2,172	2,910	1,695	1,945
小 計	66,726	122,672	180,988	120,044	112,339	89,757
出 資 金 起 債 利 子 等	14,032	16,820	21,083	21,838	18,948	17,314
合 計	80,758	139,492	202,071	141,882	131,287	107,071
(参考) 地方交付税の算入額	40,120	71,755	85,072	78,905	53,095	52,076

- (注) 1 出資金起債利子等には、出資金にかかる起債の発行差金を含み、元金償還分を除く。
2 昭和60～平成19年度出資金及び出資金起債利子等には、新交通システム・都市モノレール分を含む。
3 昭和60～平成12年度は、さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除いた12市計である。

ウ 下水道事業

都市化の進展による浸水対策等のための下水道整備に伴い、下水道事業に対する一般会計からの補助金が多額に上っている。

下水道事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	昭和60	平成2	7	12	17	19 (予算)
維持管理費補助	55,300	65,465	94,390	91,123	108,073	100,366
建設費補助	11,544	13,871	48,847	8,326	12,021	11,195
企業債元利償還補助	196,567	248,886	262,777	266,654	262,799	247,901
不良債務解消等補助	—	3,682	3,247	—	5,242	4,792
基礎年金拠出金公的負担補助	—	43	224	209	166	142
計	263,411	331,947	409,485	366,312	388,301	364,396
(参考) 地方交付税の算入額	177,182	221,905	292,027	290,951	286,153	288,437

(注) 昭和60～平成12年度は、さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除いた12市計である。

エ 病院事業

医療水準の向上及び住民への良質な医療の供給を図るため、救急・高度医療に要する経費の補助等、病院事業に対する一般会計からの補助金が多額に上っている。

病院事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成2	7	12	17	19 (予算)
建設改良費補助	9,674	1,095	564	470	1,576
企業債元利償還補助	10,129	21,453	19,146	17,741	18,685
救急医療経費補助	3,341	6,906	8,893	9,700	10,701
高度医療経費補助	3,994	6,883	8,995	9,900	9,399
基礎年金拠出金公的負担補助	419	861	1,336	1,297	1,195
その他の	18,260	50,195	35,110	44,882	29,813
計	45,817	87,393	74,044	83,990	71,369
(参考) 地方交付税の算入額	6,950	14,673	18,244	24,504	25,410

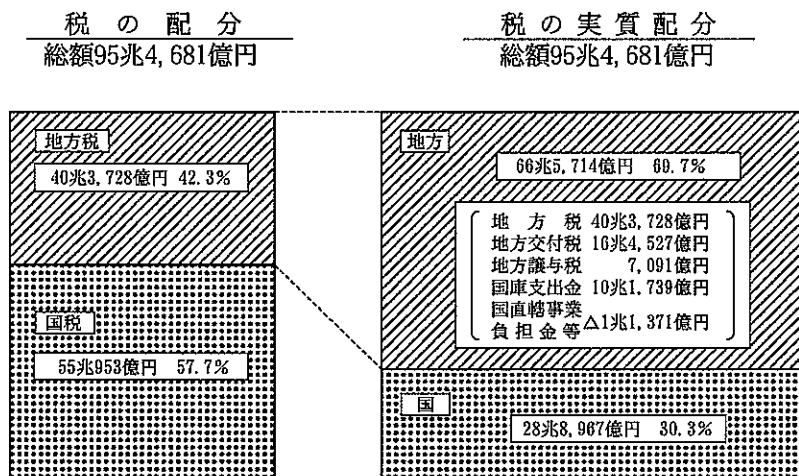
(注) 平成2～平成12年度は、さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除いた12市計である。

Ⅱ 税制の改正

1 税の配分の実質配分との乖離

平成18年度までの三位一体の改革において、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したが、国と地方の間の「税の配分」は平成19年度においても、依然として国税57.7%に対し地方税は42.3%にすぎない。一方、地方交付税や国庫支出金など国から地方への交付分を含めた「税の実質配分」では、これが30.3対69.7となっており、地方独立税源の不十分さを物語っている。

国・地方における租税の配分状況（平成19年度）



- (注) 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 地方交付税には、地方特例交付金（3,120億円）を含む。

(参考) 国税：地方税＝5：5とするための税源移譲のパターン例

	例1	例2	例3
消費税から 地方消費税へ	現行の消費税4%：地方消費税1%から税源移譲し、消費税2.5%：地方消費税2.5%とする。 (移譲見込額) 約4兆円	現行の消費税4%：地方消費税1%から税源移譲し、消費税2.5%：地方消費税2.5%とする。 (移譲見込額) 約4兆円	現行の消費税4%：地方消費税1%から税源移譲し、消費税2.5%：地方消費税2.5%とする。 (移譲見込額) 約4兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率を現行の10%から11.5%へ引き上げる。 (移譲見込額) 約1.5兆円	個人住民税の税率を現行の10%から13%へ引き上げる。 (移譲見込額) 約3兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税への配分割合を現行の12.2%から18.3%に引き上げる。 (移譲見込額) 約1.5兆円		法人住民税への配分割合を現行の12.2%から24.4%に引き上げる。 (移譲見込額) 約3兆円
移 譲 額 計	7兆円程度	7兆円程度	7兆円程度

(注) 移譲総額は平成19年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。

2 市町村、特に大都市における税収入の伸び悩み

(1) 大都市税収の伸びの低さ

現行市町村税が、法人所得課税や消費・流通課税等の都市的税目に乏しいため、大都市における税収の伸張率は、人口1人当たりの税額でみると、市町村平均にも及ばない低い状況である。

人口1人当たり税額の伸張率比較

(昭和30年度：100)

区 分	人 口		税 収					人口1人当たりの税額				
	全国	うち指定都市	税収総額	国	道府県	市町村	うち指定都市	税収総額	国	道府県	市町村	うち指定都市
昭和35年度	106	115	193	192	237	169	186	183	182	225	160	161
昭和40年度	111	145	366	350	532	327	405	331	316	481	295	279
昭和45年度	115	150	874	830	1,435	699	841	760	721	1,247	607	559
昭和50年度	123	198	1,719	1,549	2,630	1,828	2,437	1,392	1,254	2,131	1,480	1,233
昭和55年度	129	214	3,359	3,030	5,024	3,628	4,924	2,607	2,351	3,901	2,815	2,299
昭和60年度	133	224	4,740	4,181	6,937	5,594	7,382	3,566	3,145	5,221	4,207	3,300
平成2年度	136	242	7,302	6,705	10,637	7,596	10,618	5,384	4,944	7,847	5,599	4,384
平成7年度	138	257	6,726	5,870	9,455	8,433	11,972	4,890	4,267	6,878	6,128	4,660
平成12年度	139	263	6,698	5,631	10,595	8,516	11,791	4,816	4,049	7,623	6,122	4,491
平成17年度	140	295	6,609	5,585	10,351	8,352	12,250	4,724	3,991	7,402	5,968	4,149

(注) 1 国税は租税及び印紙収入（昭和55年度までは日本専売公社納付金を含む）で、地方税はいずれも税収のみで、地方譲与税、地方交付税及び交付金は含まない。

2 人口は、昭和30・35・40年度は各年度の3月31日現在住民登録人口、昭和45年度以降は各年度の3月31日現在住民基本台帳人口である。

(2) 歳入中に占める税収入の割合の低下

市町村においては、近年その財政需要がますます増大している反面、税収の伸びが低いため、歳入中に占める税収入の割合をみると、昭和30年度には44.7%であったものが、平成17年度では35.0%に低下している。

市町村の歳入中に占める税収入の割合の推移

(単位：%)

区 分	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成17年度
税収入の割合	44.7	37.2	30.1	40.5	33.6	35.0

(3) 市町村税の地位の低下

ア 市町村における税収入の伸びは道府県に比し低い状況にあり、都市における財政需要の増大に即応した税源の配分が不十分であることを示している。

税収入の伸び率比較

区 分	昭和30年度 (A)	平成17年度 (B)	伸び率 (B) / (A)
	億円	億円	倍
道 府 県	1,471	152,269	103.5
市 町 村	2,344	195,775	83.5

イ 大都市における財政需要の増大に見合うべき自主財源が乏しいことは、指定都市の多くが、地方交付税の交付団体となっている現状からも明白である。

(4) 減税施策の影響

減税施策は、市町村税を中心に実施されており、これも市町村税収の相対的な伸びの低さの一因となっている。

減税施策による市町村税の減収額（昭和60年度～平成19年度）

（単位：億円）

区 分	市町村民税	固 定 資産税	市 町 村 たばこ税	電 気 税	ガ ス 税	木 材 引取税	特別土地 保 有 税	事業所税	都 市 計画税	計	(参考) 道府県税
昭和60年度	98	3	—	—	—	—	94	—	—	195	218
昭和61年度	17	14	—	—	—	—	—	2	—	33	19
昭和62年度	4,709	39	—	—	—	—	—	—	—	4,748	2,988
昭和63年度	52	79	—	—	—	—	—	—	22	153	160
平成元年度	6,234	—	308	4,530	93	14	—	—	—	11,179	12,479
平成2年度	426	—	—				—	—	—	426	585
平成3年度	5,916	236	—				—	—	76	6,228	1,552
平成4年度	258	—	—				—	—	—	258	120
平成5年度	5	141	—				—	—	—	146	428
平成6年度	12,217	100	—				—	—	—	12,317	4,855
平成7年度	12,820	3	—				—	—	—	12,823	3,781
平成8年度	4,266	17	—				—	—	2	4,285	2,801
平成9年度	—	499	—				—	—	25	524	2,764
平成10年度	9,282	68	—				331	—	1	9,682	4,894
平成11年度	11,330	45	—				62	—	1	11,438	10,606
平成12年度	896	332	—				—	—	52	1,280	1,776
平成13年度	209	34	—				24	—	2	269	530
平成14年度	9	1	—				20	—	—	30	68
平成15年度	1,682	78	—				354	398	0	2,512	2,661
平成16年度	166	28	—				—	—	0	194	582
平成17年度	18	12	—				—	3	1	34	46
平成18年度	1,165	71	—				—	—	—	1,236	684
平成19年度	707	23	—				—	—	—	730	1,821

(注) 1 地方財政計画等における平年度ベースの額である。

2 平成9年度の道府県税の減収額は、平成6年11月の税制改革に伴う市町村の減収に対する税源移譲等によるものである。

3 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足

地方自治法第252条の19などによる「大都市の事務配分の特例に基づく財政需要」の額は、平成19年度予算で5,663億円にのぼり、それに要する一般財源等は4,506億円に達しているが、これに対する税制上の措置は、道路特定財源としてその一部について講じられているにすぎず、2,935億円の税制上の措置不足額を生じている。

なお、この他に社会教育施設、試験研究施設及び大学の運営費など「都市圏の母都市としての財政需要」と交通事情、公害対策などの観点から「大都市として割高につく事業費」がある。

大都市の事務配分の特例に基づく財政需要（平成 19 年度予算）

（単位：億円）

項 目		経 費	一 般 財 源 等
(1) 地 方 自 治 法 に 基 づ く も の		1,763	1,398
(2) そ の 他 の 法 令 に 基 づ く も の		3,900	(1,571) 3,108
内 訳	① 国・道府県道の管理	3,182	(1,571) 2,526
	② 土 木 出 張 所	306	265
	③ 衛 生 研 究 所	68	61
	④ 定 時 制 高 校 人 件 費	114	113
	⑤ 道府県費教職員の任免・研修	44	44
	⑥ そ の 他	186	99
計		5,663	(1,571) 4,506

- (注) 1 国・道府県道の管理の一般財源上段（ ）書は、道路特定財源（地方道路譲与税、石油ガス譲与税、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金）の内書である。
 2 その他とは、駐車場、宅地規制、都市緑地保全、老人保健及び一・二級河川維持管理である。

なお、道府県費負担教職員費が指定都市に移管された場合には、平成17年度決算ベースで7,251億円（国庫負担金の負担割合の変更〔国1/2→1/3〕を考慮すると8,432億円）もの影響が発生する。

指定都市市長会大都市特例税制検討会の「指定都市の事務配分の特例に対応した大都市特例税制についての提言」（平成17年11月）では、道府県から指定都市へ個人道府県民税、法人道府県民税、地方消費税を税源移譲する旨、提言がなされているが、その市域内税収は、1兆450億円（税源移譲と定率減税の廃止を考慮すると1兆5,264億円）となっている。

道府県費負担教職員制度の見直し及び事務配分の特例に伴う税制上の措置不足に伴う影響額と市域内税収の比較

（単位：億円）

指定都市名		札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	広島	北九州	福岡	合計
人件費総額 A		824	459	483	379	539	1,561	373	292	370	987	669	1,157	372	728	516	458	585	10,752
国庫負担金 B (※2)		(165) 247	(101) 151	(106) 159	(83) 125	(113) 172	(328) 500	(82) 127	(61) 93	(78) 118	(197) 306	(147) 221	(266) 393	(86) 126	(153) 233	(114) 175	(105) 156	(135) 199	(2,320) 3,501
県費負担教職員 給与費の見直し に係る影響額 (一般財源) A－B ① (※2)		(659) 577	(358) 308	(377) 324	(296) 254	(426) 367	(1,233) 1,061	(291) 246	(231) 199	(292) 252	(790) 681	(522) 448	(891) 764	(286) 246	(575) 495	(402) 341	(353) 302	(450) 386	(8,432) 7,251
事務配分の特例 に伴う税制上の 措置不足額 ②		157	56	171	81	174	473	38	172	82	226	204	424	49	162	192	128	146	2,935
小計 ①＋② (※2)		(816) 734	(414) 364	(548) 495	(377) 335	(600) 541	(1,705) 1,534	(329) 284	(403) 371	(374) 334	(1,016) 907	(726) 652	(1,315) 1,188	(335) 295	(737) 657	(594) 533	(481) 430	(596) 532	(11,367) 10,186
市域内 税収額 (※3)	個人道府県 民税 ③	(662) 353	(399) 213	(584) 316	(431) 231	(721) 387	(1,962) 1,058	(275) 146	(290) 156	(332) 177	(1,086) 594	(551) 299	(898) 485	(297) 160	(616) 328	(473) 254	(310) 165	(544) 295	(10,431) 5,617
	法人道府県 民税 ④	125	102	88	85	101	238	49	59	69	301	127	522	44	108	100	71	157	2,346
	地方消費税 ⑤	188	103	97	87	111	303	76	75	79	260	159	374	75	145	111	96	148	2,487
	合計 ③＋④＋⑤	(975) 666	(604) 418	(769) 501	(603) 403	(933) 599	(2,503) 1,599	(400) 271	(424) 290	(480) 325	(1,647) 1,155	(837) 585	(1,794) 1,381	(416) 279	(869) 581	(684) 465	(477) 332	(849) 600	(15,264) 10,450

※1 人件費総額 A・国庫負担金 B は、道府県の「平成17年度決算統計」等により算出

※2 () 書は、国庫負担金の負担割合の変更〔国1/2→1/3〕（平成18年度実施）を考慮した額

※3 () 書は、税源移譲と定率減税の廃止を考慮した額

※4 ②税制上の措置不足額は、平成19年度予算による数値

※5 ③個人道府県民税は、「平成18年度市町村税課税状況等調」により算出

※6 ④法人道府県民税は、「平成17年度市町村税の徴収実績」及び「平成18年度市町村税課税状況等調」により算出

※7 ⑤地方消費税は、平成17年度地方消費税交付金決算額

4 具体的要望の説明－都市税源拡充の必要性－

(1) 消費・流通課税の配分割合の低さ

安定的な税源である消費・流通課税は、大都市において消費・流通活動が活発に行われているにもかかわらず、市町村への配分割合はわずか 3.9 %と極めて低い。

消費・流通課税の配分割合（平成 19 年度）

区 分	国 の 予 算 額 又 は 地 方 財 政 計 画 額	配 分 割 合
	億円	%
国 税	194,693	72.8
道 府 県 税	62,362	23.3
市 町 村 税	10,516	3.9
合 計	267,571	100.0

（注） 国税は平成19年度当初予算額、地方税は平成19年度地方財政計画額である。

国 税・地 方 税 の 税 目

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税	個人住民税 個人事業税 法人住民税 法人事業税 道府県民税利子割 道府県民税配当割 道府県民税株式等譲渡所得割	消費・流通課税	消費税 酒税 たばこ税 揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税 関税 とん税 地方道路税 特別とん税 電源開発促進税 たばこ特別税	地方消費税 道府県たばこ税 市町村たばこ税 軽油引取税 自動車取得税 ゴルフ場利用税 入湯税 自動車税 軽自動車税 鉱産税 狩猟税 鉱区税
資産課税等	相続税 贈与税 印紙税 登録免許税	不動産取得税 固定資産税 都市計画税 事業所税 水利地益税 等			

(2) 市町村税における所得課税の配分割合の低さ

ア 個人所得課税

個人市町村民税は、安定性をそなえた市町村の基幹税目として、極めて重要な地位を占めている。

しかしながら、個人所得課税の市町村への配分割合は、平成18年度までの三位一体の改革において、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として低い。

個人所得課税の配分状況（平成19年度）

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額 億円	配分割合 %
国	所 得 税	165,450	57.7
道府県	道府県民税所得割	46,404	16.2
	個 人 事 業 税	2,408	0.8
	計	48,812	17.0
市町村	市町村民税所得割	72,586	25.3
合 計		286,848	100.0

利子所得、上場株式等の配当所得及び源泉徴収口座内の株式等譲渡所得に対する課税のしくみ

所 得 税	住 民 税（道府県民税）
源泉分離課税 税率15%	利子割、配当割及び株式等譲渡所得割 税率5% (収入の5分の3相当額を市町村に交付)

(注) 平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間の上場株式等に係る配当所得に対する配当割及び平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間の源泉徴収口座内の株式等の譲渡に係る譲渡所得に対する株式等譲渡所得割については、軽減税率（3%）が適用され、この期間は、収入の5分の3相当額（平成19年3月分以前は3分の2相当額）が市町村に交付される。また、この期間は、所得税にも軽減税率（7%）が適用される。

株式等譲渡所得に対する課税のしくみ

所 得 税	住 民 税	
	道府県民税所得割	市町村民税所得割
申告分離課税 税率 15%	申告分離課税 税率 2%	申告分離課税 税率 3%

(注) 1 平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間に、上場株式等を譲渡した場合には、その譲渡所得に対する税率を軽減（所得税7%、道府県民税所得割1.2%、市町村民税所得割1.8%）することとされている。（平成18年度分以前は、道府県民税所得割1%、市町村民税所得割2%）
2 源泉徴収口座内の株式等譲渡所得を除く。

イ 法人所得課税

都市は、企業活動とこれに伴う人口の流動激化により、都市施設の整備及び生活環境の改善のため、ばく大な投資を行っている。さらに、社会情勢の変化に伴い、社会福祉施策など各種行政に対する住民の要請も著しく高まっており、大きな財源を必要としている。

しかしながら、都市的税目である法人所得課税の市町村への配分割合は、わずか8.7%と極めて低い。

法人所得課税の税率の比較

(単位：%)

区 分		課税標準	表面税率	実効税率	配分割合
国	法人税	法人所得	30	27.98	70.8
道府県	法人事業税	法人所得	7.2	6.72	17.0
	道府県民税法人税割	法人税額	5	1.40	3.5
	計			8.12	20.5
市町村	市町村民税法人税割	法人税額	12.3	3.44	8.7
合 計				39.54	100.0

- (注) 1 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 資本金が1億円を超える法人の場合である。

(参考)

実効税率の国際比較

(単位：%)

国 別	実効税率
ドイツ	39.90
イギリス	30.00
アメリカ	40.75
フランス	33.33
日 本	39.54

- (注) 1 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2 アメリカはカリフォルニア州の例である。
3 フランスについては付加税を含んでいない。付加税を含んだ実効税率は34.43。
4 諸外国については、2006年1月現在の税制に基づく。

法人所得課税（平成 19 年度）

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額 億円
国	法人税	163,590
道府県	法人事業税	56,473
	道府県民税法人税割	9,669
	計	66,142
市町村	市町村民税法人税割	24,755
合 計		254,487

(3) 固定資産税収の推移

土地は毎年度、償却資産は平成12年度から減収傾向にあり、家屋は評価替え年度ごとに大きく減収している。

指定都市における固定資産税収の推移（平成10年度～平成18年度）

（単位：億円）

年度(平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18
償却資産	2,966	2,979	2,915	2,835	2,787	2,719	2,613	2,549	2,516
家 屋	7,067	7,403	7,066	7,382	7,681	7,212	7,516	7,830	7,266
土 地	9,078	9,040	8,654	8,361	7,909	7,621	7,285	7,019	6,839
全 体	19,111	19,422	18,635	18,578	18,377	17,552	17,414	17,398	16,621

- (注) 1 平成17年度までの税額は決算額、平成18年度は決算見込額である。
 2 表中における評価替え年度は、平成12、15、18年度である。

(4) 市町村道路特定財源比率の低さ

大都市における道路整備事業費（国費等を除く）に占める道路特定財源比率は国・道府県道分が62.2%であるのに対し、市道分は31.3%と極めて低い。

また、市町村道の整備状況をみると、改良率及び舗装率は一般国道がいずれも90%前後に及び、道府県道がそれぞれ66.2%、59.8%であるのに比し、市町村道は改良率54.6%、舗装率17.7%と著しく立ち遅れている。

道路整備事業費の財源内訳（平成 19 年度予算）

（単位：億円）

区 分		事業費	財 源 内 訳									
			(A/(A + D))						(D/(A + D))			国費等
			地 方 道 路 譲与税	石 油 ガ ス 譲与税	自動車 重 量 譲与税	軽 油 引取税 交付金	自動車 取得税 交付金	道路特 定財源 計 (A)	地方債 ・ その 他 (B)	一般財 源 (C)	市費計 (D) = (B) + (C)	
大 都 市 分	国・道府県道	3, 182	136	18	0	1, 235	182	(62. 2) 1, 571	949	6	(37. 8) 955	656
	市 道	4, 736	166	0	460	0	485	(31. 3) 1, 111	1, 451	991	(68. 7) 2, 442	1, 183
	計	7, 918	302	18	460	1, 235	667	(44. 1) 2, 682	2, 400	997	(55. 9) 3, 397	1, 839

（注）1 （ ）内は財源負担率（%）を示す。

2 国費等とは、国庫支出金、分担金、諸収入である。

道路整備状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分		実 延 長 (A)	改 良 済		舗 装 済	
			実 延 長 (B)	改 良 率 (B) / (A)	実 延 長 (C)	舗 装 率 (C) / (A)
一 般 国 道		54,265km	49,147km	90.6%	48,900km	90.1%
道 府 県 道		129,139	85,517	66.2	77,216	59.8
内 訳	主 要 地 方 道	57,821	43,573	75.4	40,624	70.3
	一 般 道 府 県 道	71,318	41,944	58.8	36,592	51.3
市 町 村 道		1,002,186	546,867	54.6	177,513	17.7
合 計		1,185,590	681,531	57.5	303,629	25.6

（注）1 国土交通省道路局編「道路統計年報（2006年版）」による。

2 舗装済は、簡易舗装を除く。

市町村道路特定財源の税率一覧

税 目	課税主体	配 分 先	暫 定 税 率	暫定税率の適用期限
地 方 道 路 税	国	都 道 府 県 指定都市・市町村	5,200円/kℓ（本則4,400円）	平成 20 年 3 月 31 日
自 動 車 重 量 税	国	指 定 都 市 町 村	（例）自家用乗用自動車 自重0.5トンごとに6,300円（年）（本則2,500円）	平成 20 年 4 月 30 日
軽 油 引 取 税	都道府県	指 定 都 市	32,100円/kℓ（本則15,000円）	平成 20 年 3 月 31 日
自 動 車 取 得 税	都道府県	指 定 都 市 町 村	自家用 取得価額の 5%（本則 3%） （営業用・軽自動車は本則税率）	平成 20 年 3 月 31 日
石 油 ガ ス 税	国	都 道 府 県 指 定 都 市	暫定措置なし （本則17.5円/kg又は9,800円/kℓ）	—

(5) 定額課税の税率の現状

特別とん税など定額で課税されているものは、相当期間にわたって税率が据え置かれている。

税率が据え置かれている税目

特別とん税 (昭和39年度～)

区 分	税 率
入港ごと	20円
一時納付	60円

事業所税 (昭和 61. 4. 1 ～)

区 分	税 率
資 産 割	600円

法人等の市民税 (均等割) (昭和 59. 4. 1 ～)

資本等の金額	従業者数	税率 (年額)
50 億 円 超	50 人 超	300万円
	50 人 以 下	41万円※
10 億 円 超 50 億 円 以 下	50 人 超	175万円
	50 人 以 下	41万円※
1 億 円 超 10 億 円 以 下	50 人 超	40万円
	50 人 以 下	16万円※
1 千 万 円 超 1 億 円 以 下	50 人 超	15万円
	50 人 以 下	13万円※
1 千 万 円 以 下	50 人 超	12万円
上記以外の法人等		5万円※

(注) 従業者数が50人以下の法人等 (※) については、平成6年度税制改正により、税率がそれぞれ1万円引き上げられた。
(平成6. 4. 1～)

軽自動車税 (例) (昭和 59 年度～)

車 種				税 率
原動機付自転車		50cc 以下		1,000円
軽自動車	(2 輪)	125cc 超 250cc 以下		2,400円
	(4 輪)	乗 用	自 家 用	7,200円
		貨物用	自 家 用	4,000円

個人の市民税 (平成 8 年度～)

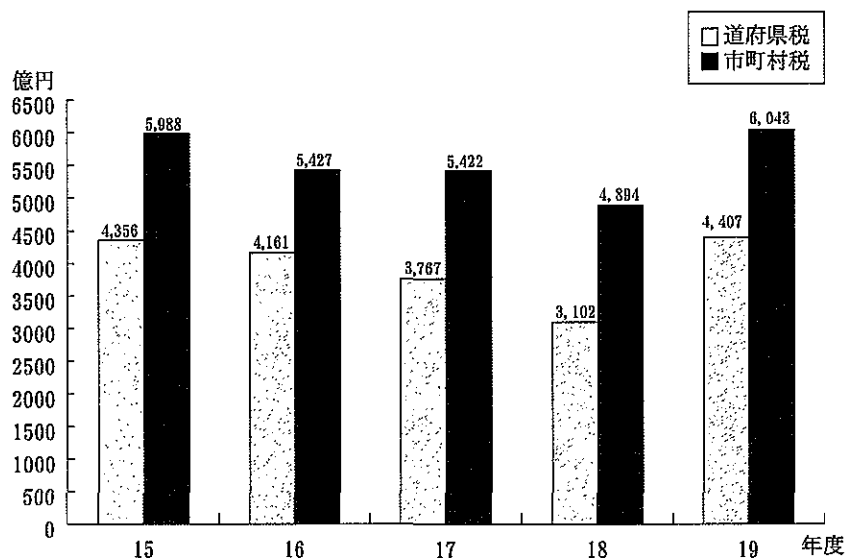
区 分	税 率 (年額)
均 等 割	3,000円

(注) 平成16年度に人口段階に応じた税率区分が廃止されたが、指定都市の税率は平成8年度から据え置かれている。

(6) 租税特別措置等による市町村税の減収

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置による地方税の減収見込額は、次表のとおりとなっており、地方税特に市町村税減収の一因となっている。

租税特別措置等による地方税の減収見込額（平成15年度～平成19年度）



（単位：億円）

年度 (平成)	区分	道府県税					市町村税			地方税計	
		国税の租税特別措置によるもの		地方税の非課税等特別措置によるもの		計	国税の租税特別措置によるもの	地方税の非課税等特別措置によるもの	計		
		道府県民税	事業税	道府県民税	事業税		市町村民税	市町村民税			固定資産税
15		1, 149	1, 719	421	1, 067	4, 356	1, 801	929	3, 258	5, 988	10, 344
16		1, 125	1, 557	369	1, 110	4, 161	1, 687	801	2, 939	5, 427	9, 588
17		976	1, 387	364	1, 040	3, 767	1, 691	791	2, 940	5, 422	9, 189
18		781	914	395	1, 012	3, 102	1, 187	851	2, 856	4, 894	7, 996
19		1, 433	1, 055	874	1, 045	4, 407	2, 157	1, 313	2, 573	6, 043	10, 450

(7) 日本銀行の国庫納付金にかかる適切な措置

日本銀行納付金は、本来益金であるにもかかわらず、日本銀行法により所得計算上損金に算入される特例措置がとられており、法人市民税の課税対象となっていないので、納付金の多寡により地方税収入に著しい変動をもたらしている。

日本銀行に対する地方税の課税状況及び日本銀行納付金の納付状況

(単位：億円)

事業年度(平成)	純益金	法人税	地方税	納付金
5	上期(4月～9月) 下期(10月～3月)	9,168 4,811	4 0	2 0
6	上期 下期	1,609 4,561	0 0	0 0
7	上期 下期	10,268 6,168	0 1,380	0 732
8	上期 下期	7,606 9,674	971 1,230	515 652
9	上期 下期	10,465 7,407	972 2,372	557 1,295
10	4月～3月	(経常利益) 17,994	1	1
11	4月～3月	(経常利益) 11,925	0	0
12	4月～3月	(経常利益) 14,595	0	0
13	4月～3月	(経常利益) 14,832	0	0
14	4月～3月	(経常利益) 6,620	0	0
15	4月～3月	(経常利益) ▲222	120	50
16	4月～3月	(経常利益) 5,074	1,441	762
17	4月～3月	(経常利益) 7,279	1,492	791
18	4月～3月	(経常利益) 10,525	1,125	596

- (注) 1 「日本銀行の事業概況」による。
2 平成10年4月1日改正日本銀行法の施行に伴い、日本銀行の事業年度の期間は、平成9年度までの6月から平成10年度以後は1年に変更された。
3 平成12年度から平成15年度までの地方税の額については、東京都及び大阪府の外形標準課税による法人事業税分を除外している。

日本銀行国庫納付金算定方法

- ① 収益
- ② 費用
- ③ 利益(①-②)
- ④ 納税引当金(課税対象)
- ⑤ 内部留保
 - 償却準備金 { 外国為替変動準備金……(課税対象)
 - { 貸倒引当金……(非課税) → 法人税法52
 - 法定積立金(剰余金の100分の5、日銀法53①)(課税対象)
 - 別途積立金(財務大臣の許可 " 53②)(課税対象)
- ⑥ 配当金(年100分の5以内 " 53④)(課税対象)
- ⑦ 当期剰余金(③-④-⑤-⑥) → 国庫納付金(日銀法53⑤)……(非課税)
 - 課税所得の算定上損金に算入される。(日銀法53⑦)